

## 令和元年第4回（12月）上越市議会定例会

### 農政建設常任委員会資料【所管事務調査】

上越市道路整備計画（令和2年度～令和6年度）について	・・・・・・・・	1～2
上越市消融雪施設整備計画（令和2年度～令和6年度）について	・・・・・・・・	3～4
上越市下水道事業経営戦略の改定について	・・・・・・・・	5～8
上越市道路整備計画【令和2年度→令和6年度】	・・・・・・・・	別冊1
上越市消融雪施設整備計画【令和2年度→令和6年度】	・・・・・・・・	別冊2
上越市下水道事業経営戦略（改定版）		別冊3

所管委員会	農政建設常任委員会
提出課	道路課

## 上越市道路整備計画（令和2年度～令和6年度）について

### 1 整備計画の策定にあたって

当市では、平成27年度から第6次総合計画をまちづくりの羅針盤とした市政運営を進めている。

また、この下支えとなる第6次行政改革推進計画や第2次財政計画を策定し、持続可能な行政運営を目指しており、「上越市道路整備計画」はこれらと連携し、持続可能な行財政基盤の確立を目指すものである。

道路は、最も身近な社会資本として、極めて重要な役割を担っており、これまでの道路整備は、高度成長時代の中で、量的な整備を進めてきたが、人口減少・少子高齢化時代に突入した今、社会情勢の変化や市民が求める価値観の多様化により、真に必要なかつ利用者の満足度を高める道路が求められており、特に、急速に進む老朽化への対策と全国で多発している小さな子供が犠牲になる痛ましい交通事故への対策は急務である。

このような中、普通交付税の減少による財源不足など、多くの整備要望に対応しきれない状況となることから、平成23年10月、優先的に整備すべき市道を明確化するため「上越市道路整備計画」を策定し、計画に基づいた道路整備を進めている。

平成27年に策定した現在の第2期整備計画は、平成31年度（令和元年度）までとなっていることから、このたび、令和2年度以降の整備予定路線を定めるため、第3期整備計画を策定し、市民の貴重な財産の有効活用を図りながら、必要な道路整備の透明性と効率性を高め、道路の利便性、安全性の向上を図ることを目的とする。

### 2 対象区域

上越市全域

### 3 対象路線

道路課が所管する「市道」及び政策的に整備を進める「都市計画道路」等

### 4 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5か年

### 5 計画策定の視点

#### ① 整備優先路線の「明確化」と「平準化」

上越市財政計画と整合を図りながら、緊急性、効率性、必要性等を勘案して整備優先路線を明確化するとともに、道路整備費の平準化を目指す。

また、貴重な財源を効率的に活用するため、国の補助・交付金事業等を積極的に活用する。

#### ② 新たな道路整備から既存道路の維持への転換 ～「つくる」から「まもる」へ～

多くの市道を有している現状から、道路ネットワークなど真に必要な道路以外は、既

存の道路を維持・更新しながら効率的に活用していく方向を目指す。

また、通学路の交通安全対策など、安全・安心なまちづくりに資する道路整備を目指す。

### ③ 地域に合った整備と規模の適正化

当市は、市街地から中山間地域まで多種多様な地形、地域性を有しているため、それぞれの地域に合った整備方法並びに規模の適正化を図る。

## 6 目指していく道路整備の方向

### ① 老朽化など劣化した道路機能の維持・更新

これまで築造した道路の老朽化に伴い、傷んだ道路施設を適切に維持、更新し、機能の確保に努める。

### ② 安全・安心に生活するための「交通安全」と「防災機能」の向上

安全で安心を求める市民ニーズに応えるため、児童生徒や高齢者など歩行者が安心して通行できる交通の安全確保と自然災害の発生に対応できる防災機能の向上に努める。

### ③ 市民生活に必要な都市機能の向上

「持続可能な都市の構造」を計画的、戦略的に構築していくため、都市計画道路など幹線道路のネットワーク化や市民生活に密着した道路の利便性、快適性の向上に努める。

## 7 道路整備路線

道路整備路線は、「道路整備優先基準」及び「道路整備評価基準」に基づく評価結果により登載路線を決定し、計画的に整備を進めていく。

なお、本計画は財源の裏付けとなる第2次財政計画と整合を図った中で定めているが、今後の財政状況や社会情勢の変化、緊急を要する整備や施策上必要な整備など、場合により追加や変更、計画期間内での完了困難が生じてくる可能性があるため、毎年度、計画の進捗管理を行いながら、必要により見直しを行う。

### ① 令和2年度以降も引き続き整備する路線・・・26路線

上越市道路整備計画（平成24年度から26年度）及び（平成27年度から31年度）に登載された路線で、引き続き令和2年度以降も整備を行う路線であり、早期の完了を目指す。

### ② 令和2年度から整備に着手する路線・・・80路線

令和2年度から新たに着手する路線であり、年度計画に基づき整備を行う。

## 8 今後の予定

令和2年2月～3月	全町内会長へ計画書を配布
4月～	本計画の運用

所管委員会	農政建設常任委員会
提出課	雪対策室

## 上越市消融雪施設整備計画（令和2年度～令和6年度）について

### 1 整備計画の策定にあたって

本計画は降雪期の道路交通確保を目的とする消融雪施設整備に対する地元要望が年々多様化し、多くの要望に対応しきれない状況から、消融雪施設整備の優先施設を定め、着実に課題解決に向けた取り組みを行う目的で平成23年10月に策定された。現在は平成27年度に策定した第二期整備計画に基づき整備を進めているが、令和元年度に現計画が満了することから令和2年度以降の整備優先施設を定めた第三期上越市消融雪施設整備計画を策定することとした。

本計画の位置付けは、上越市第6次総合計画を下支えする第6次行政改革推進計画における各種整備計画として位置付けられ、第2次財政計画と整合し、都市基盤分野の各種計画と連携し、取り組むもの。

### 2 対象区域 上越市全域

### 3 対象施設 上越市全雪対策室が所管または整備する「消融雪施設」

### 4 計画期間 令和2年度から令和6年度までの5か年

### 5 消融雪施設の現状と課題

当市の冬期間における道路交通確保対策については、除雪車による機械除雪が中心である。消融雪施設は現在約90km設置され、市道延長に対して約4%の割合に留まるが、消雪パイプをはじめとする消融雪施設は、豪雪地帯である当市において冬期間の安定した道路交通の確保に重要なインフラであり、一定の交通量があり、雪の処理に困る狭隘な道路においては特に高い効果を発揮する。

消雪パイプは現在のような機械除雪の体制が整う以前の、昭和50年代頃から、豪雪地帯の克雪対策として広く普及してきたが、設置から長い時間が経過し老朽化による施設の機能低下が著しく大きな課題となっている。消雪パイプの約半数が設置後20年以上経過し老朽化による機能低下が発生しており、計画的な更新が求められている。

### 6 整備方針

#### 優先すべき施設の明確化

施設を整備する財源が限られており、今後全ての施設を更新することは難しい状況となるため、優先的に維持・整備すべき施設を明確化する。特にこれまで整備してきた施設の老朽化への対応が多くなることをふまえ、新設よりも維持、更新に注力する。

## 機械除雪への転換

消融雪施設は機械除雪に比べ多くの維持管理費が必要となるため、道路幅員が広く機械除雪が可能な路線については、機械除雪への転換について検討する。

## 加温消雪パイプの整備

加温消雪パイプは多くの要望があるが、整備及び維持には多額の費用が必要となるため本計画期間では政策施設として1施設に絞り整備することとする。

## 7 評価方法

計画へ登載する施設については既計画に登載され整備が未完了の路線については、引続き本計画に登載し、早期完了を目指す。上記以外の既存施設については、更新の必要性がある施設を対象とし、新規施設と合わせて評価を実施し、評価結果に基づき事業費や実施可否等を調整する。

また加温消雪パイプの新設については、水源の確保は高田公園周辺に限られ、近隣の地域について差別化できる評価基準が必要となるため、他の施設とは別に評価する。

### ① 消雪パイプ、流雪溝の評価基準

新設も含めた消雪パイプ・流雪溝の評価基準については、施設の稼働状況による「緊急性」、機械除雪の困難度や公益性から求める「必要性」、及び費用に対する効果から求められる「費用対効果」の三つの指標を合わせた200点満点により評価する。

### ② 新設加温消雪パイプの評価基準

新設の加温消雪パイプの評価基準については、水利権や用地に関わる事業の「実現性」、機械除雪の困難度や利用者の公益性から求める「必要性」、費用に対する効果から求められる「費用対効果」の三つの指標を合わせた150点満点により評価する。

## 8 整備優先施設

評価方法より評価した結果、全14施設を本計画に登載し、整備を目指す。

### ① 既計画継続施設・・・3施設

前計画に登載された路線だが未完了であり、本計画に登載し令和2年度以降も引き続き整備を行う施設

### ② 新規登載施設・・・11施設

本計画より新規に登載される施設で、令和2年度から令和6年度までに整備に着手する施設

## 9 今後の予定

令和2年4月 本計画の運用

所管委員会	農政建設常任委員会
提出課	生活排水対策課・下水道建設課

## 上越市下水道事業経営戦略の改定について

### 1 策定目的及び改定の趣旨

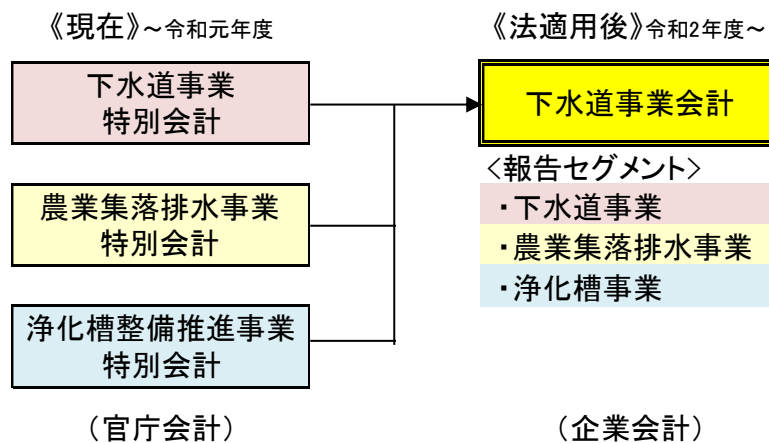
平成 28 年度に今後の施設整備と設備更新を見通した投資とその財源の見通しを試算して収支を均衡させ、一層の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むための中長期計画として「上越市下水道事業経営戦略」を策定した。

本経営戦略において、令和元年度に企業会計への移行を見据えた見直しを行うこととしており、今回の改定版では、経営戦略策定後の各種整備計画の見直し等を反映するとともに、減価償却費等を計上した企業会計予算方式による投資・財政計画の集計を行った。

### 2 主な改定の概要

#### (1) 地方公営企業法適用及び新会計の設置

当市の下水道事業は、令和 2 年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行することとしている。併せて、現在設置している「下水道事業特別会計」、「農業集落排水事業特別会計」及び「浄化槽整備推進事業特別会計」を統合し、新たに「下水道事業会計」を設置することとしている。ただし、地方公営企業法施行規則第 40 条に定める報告セグメントを現在の特別会計の単位とし、予算関係書類及び決算関係書類と併せて現在の特別会計単位で経営状況等を開示することとする。



図ー1 法適用・新会計設置イメージ

#### (2) 各種整備計画の見直し内容

平成 28 年度の経営戦略策定後に各種整備計画の見直し及び策定を行った内容を、今回の改定に係る投資試算に反映している。

表－1 各種整備計画の見直し内容

報告セグメント	項目	見直し内容
下水道事業	管渠整備 (汚水)	下水道整備区域のうち採算性が低い地区に対して行った下水道整備意向調査結果に基づく整備区域の見直し
下水道事業	管渠整備 (雨水)	平成 30 年度に策定した雨水管理総合計画に基づく雨水対策整備
下水道事業	処理場更新	「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づく更新事業の実施時期の見直し
下水道事業	汚水連携事業	汚水連携事業の実施地区の追加
農業集落 排水事業	処理場更新	汚水連携事業実施地区の追加に伴う機能強化対策事業の実施時期の見直し

### 3 計画期間

平成 28 年度から令和 12 年度まで

### 4 経営の基本方針

- ・ 持続可能な下水道事業の経営
- ・ 上越市汚水処理施設整備アクションプランに基づく、下水道整備の概成を主とした未普及地域の解消

### 5 経営健全化に向けた取組

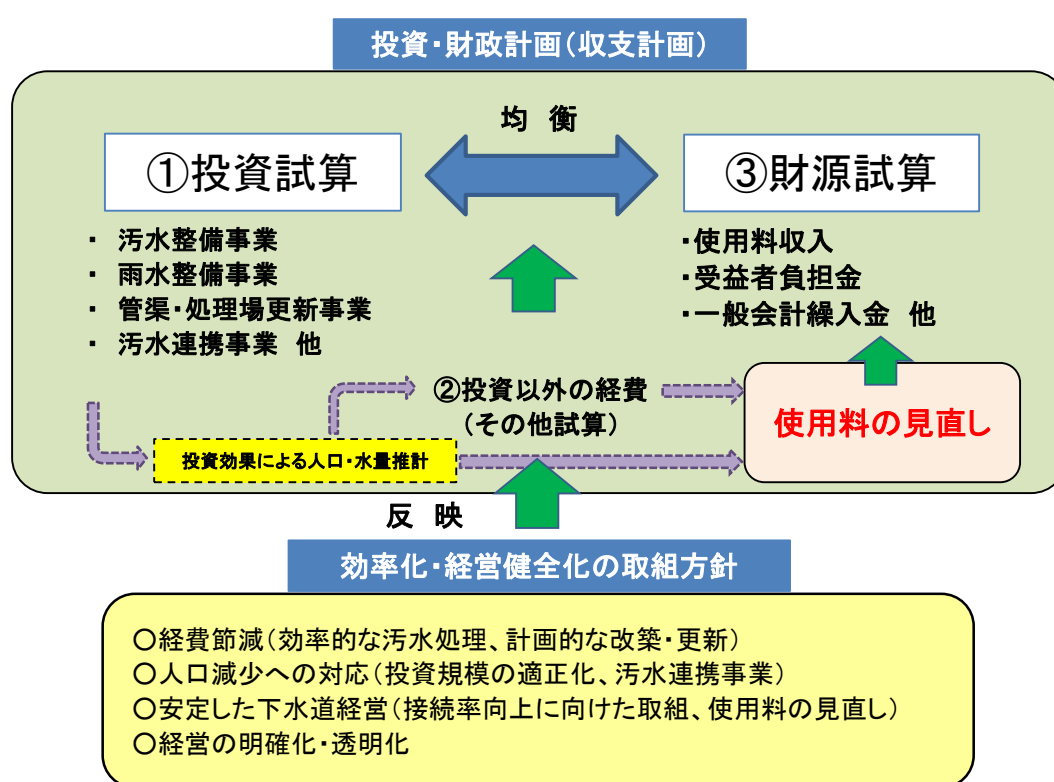
#### (1) 経費節減

- ① 効率的な汚水処理による経費節減
- ② 効率的かつ効果的な計画に基づく改築・更新の実施

#### (2) 人口減少への対応

- ① 全体計画の見直しによる投資規模の適正化  
上越市汚水処理施設整備アクションプランによる投資経費の適正化
- ② 下水道事業と農業集落排水事業の接続（汚水連携）に向けた取組  
計画期間中に農業集落排水処理施設 15 処理場を廃止し、下水道へ接続

- (3) 安定した下水道経営
- ① 接続率向上に向けた取組  
生活排水処理推進員による未接続世帯への戸別訪問、助成金・融資制度による資金面の支援
  - ② 適正な算定に基づく使用料の見直し  
当市の排水需要の傾向及び使用料対象経費の性質に基づく使用料算定
- (4) 経営の明確化・透明化  
令和2年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行



図ー2 投資・財政計画のイメージ

## 6 投資・財政計画

- (1) 投資試算
- ① 上越市汚水処理施設整備アクションプランに基づく下水道整備事業
  - ② 上越市雨水管理総合計画に基づく雨水対策事業
  - ③ 下水道事業ストックマネジメント計画(簡易版)に基づく管渠更新事業
  - ④ 処理場長寿命化・機能高度化工事
  - ⑤ 汚水連携事業



## (2) 財源試算

### ① 使用料

人口推計を基に計画期間中の有収水量を推計し、使用料収入を算定する。

また、経営健全化に向けた取組に基づく計画期間中の収支算定を令和2年4月からの地方公営企業法の財務規定等の適用を見据え企業会計方式により行い、損益勘定及び資本勘定における収支状況を考慮して使用料の改定を見込んでいる。

### ② 受益者負担金

上越市汚水処理施設整備アクションプランに基づく下水道整備計画から推計して算定する。

### ③ 国・県補助金、企業債

令和元年度の補助率、地方債充当率・算定方法により計画期間中の財源として計上する。

### ④ 一般会計からの繰入金

第二次財政計画（改定版）における一般会計繰入金の計上値を上限として、収益的収支及び資本的収支における繰出基準額及び主に資本的収支における資金不足分に対して基準外の繰入れを行うこととする。

## (3) その他投資以外の経費の試算

職員給与費や、処理場・管渠の維持管理に必要な動力費、薬品費、修繕費、委託費、その他下水道事業の運営に必要な経費は、計画期間中の業務量、水量推計に基づく処理水量の見通し、修繕計画等に基づき計上している。

また、長期前受金戻入、減価償却費及び各種引当金等の企業会計特有の非資金性収入及び支出は、保有資産に係る資産調査・評価結果及び職員人件費等の計上値に基づき計上している。

## 7 事後検証、更新等に関する事項

### (1) 事後検証（モニタリング）の考え方

計画期間中は、経営比較分析表における各経営指標を用いて経営状況の推移を確認する。また、「6-(3)投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要」に掲載した項目について、毎年度、検討状況のヒアリングを行い、必要に応じて新年度予算要求へ反映するなど、着実に検討が進むよう取り組むこととする。

### (2) 更新（ローリング）の考え方

使用料の見直しを検討する時期に合わせて3年ごとに更新することを基本とし、投資・財政計画算定の前提条件の変化や、市の主要計画改定等に応じて適宜更新を行う。